

過誤申立書提出期限

サービス提供月	請求 (審査) (事業所→国保連)	市が給付実績を 確認可能となる日 (国保連→市)	過誤申立書提出期限 (事業所→市) ※	国保連審査	再請求の受付 (事業所→国保連)
4月まで	5月10日	6月5日頃	6月15日	7月上旬	7月10日
5月まで	6月10日	7月5日頃	7月15日	8月上旬	8月10日
6月まで	7月10日	8月5日頃	8月15日	9月上旬	9月10日
7月まで	8月10日	9月5日頃	9月15日	10月上旬	10月10日
8月まで	9月10日	10月5日頃	10月15日	11月上旬	11月10日
9月まで	10月10日	11月5日頃	11月15日	12月上旬	12月10日
10月まで	11月10日	12月5日頃	12月15日	1月上旬	1月10日
11月まで	12月10日	1月5日頃	1月15日	2月上旬	2月10日
12月まで	1月10日	2月5日頃	2月15日	3月上旬	3月10日
1月まで	2月10日	3月5日頃	3月15日	4月上旬	4月10日
2月まで	3月10日	4月5日頃	4月15日	5月上旬	5月10日
3月まで	4月10日	5月5日頃	5月15日	6月上旬	6月10日

※ 毎月15日が過誤申立書の提出期限です。15日が閉庁日にあたる場合には直前の開庁日までとなります。